第29回社会保障審議会福祉部会 令和７年９月８日	資料２

身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

目次

1　これまでの経緯と全体像について

2　新たな事業について

3　生活困窮者自立支援制度における対応について

4　中核機関の位置付け等について

厚生労働省

１　これまでの経緯と全体像について

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄）

（総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり）

（令和４年３月25日閣議決定）

１ 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（２） 総合的な権利擁護支援策の充実

（1）の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

②**新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討**

- 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の**多様な主体による生活支援等のサービス**（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）**が**、本人の権利擁護支援として展開されるよう、**意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策**を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、**運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策**についても検討する。
- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

３ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（1） 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**であり、以下のような役割を担う。

- 本人や関係者等からの**権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け**、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、**権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割**
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために**関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）**

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、**中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討**する。

＜参考：権利擁護支援チーム＞

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1) ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2050年で44. 3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))

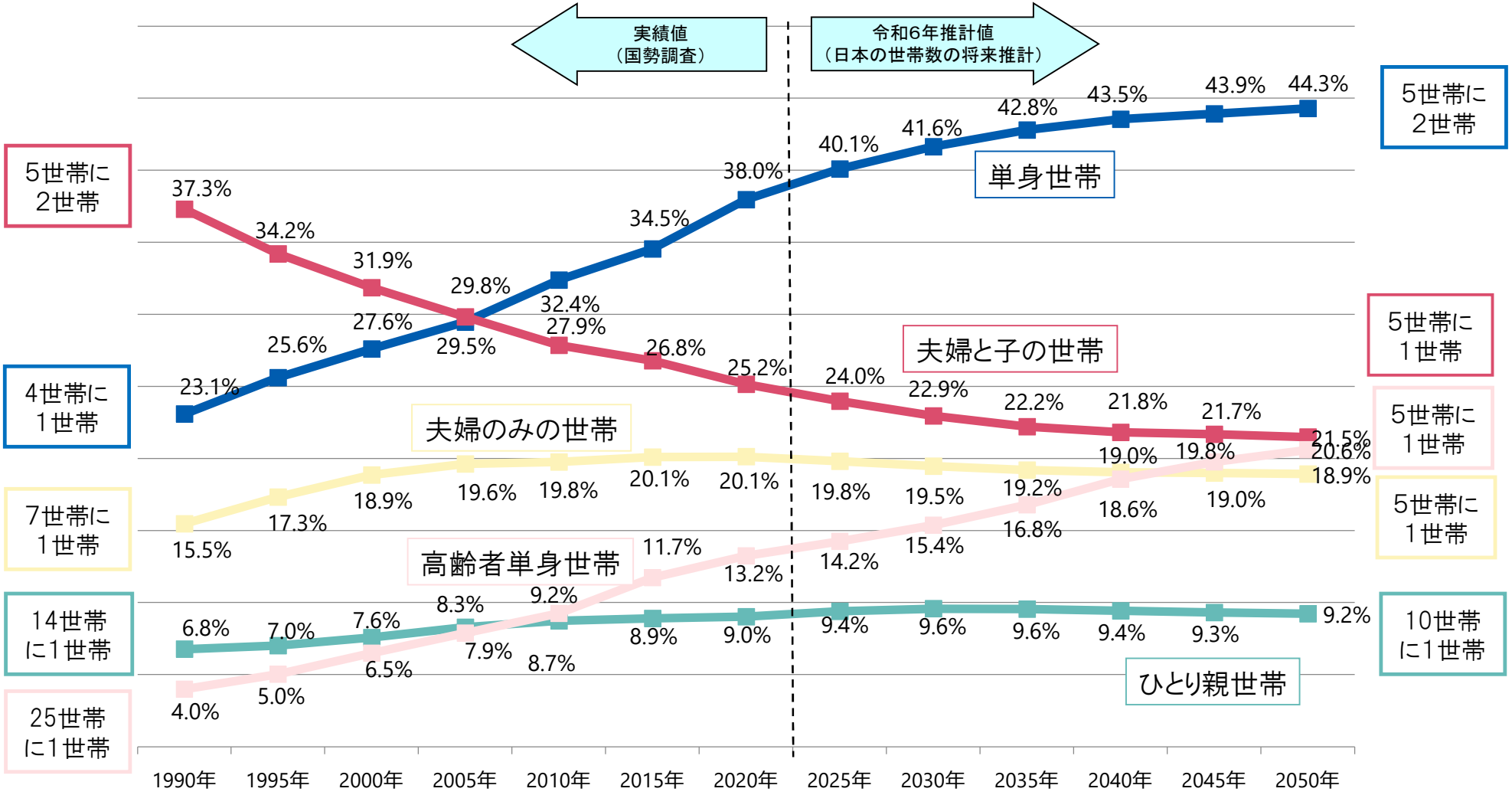

(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」
(※1)世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
(※2)全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1% (2050年)へと上昇。
(※3)子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和５年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

Ⅱ　今後の取組

3.「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

◆　身寄りのない高齢者等への支援

・　高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、**既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。**

高齢社会対策大綱（抄）

（令和６年９月13日閣議決定）

第1　目的及び基本的考え方

２　基本的考え方

（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、学びを深め、世代間の相互理解の醸成を図っていく必要がある。

今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能としていくためには、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備を始めとした取組が不可欠である。

また、世代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

第2　分野別の基本的施策

２　健康・福祉

（7）身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴奏支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、**身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。**

利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年（令和6年）6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和７年５月２８日

◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和２年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和６年６月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。

◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、**福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

１．地域共生社会の更なる展開

① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
- i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
- ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
- iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
- iv. 地方創生等政府方針との連動

② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
- i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※１

※１ 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施

- ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
- iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
- iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
- v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等

③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

２．身寄りのない高齢者等への対応

① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化

② 日常生活支援※2 、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設

※２ 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

３．成年後見制度の見直しへの対応

① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【２．②の事業の再掲】

② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

４．社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進

② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

５．社会福祉における災害への対応

① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築

② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

第２８回福祉部会で出された意見について①

○ 第２８回福祉部会（令和７年８月１８日）において、参考人及び委員から、以下のような意見があった。

参考人	意見
・奥田 和彦 参考人（枚方市 健康福祉部 健康福祉総合相談課 課長） ・石田 有紀子 参考人（同　課長代理） ・天川 尚高 参考人（枚方市社会福祉協議会 生活支援課　課長） ・延原 慎哉 参考人（同　係長）	・新たな事業の対象者について、判断能力や所得、年齢等の要件をどう設定していくかが重要 ・民間の高齢者等終身サポート事業者とのすみ分けが重要 ・本人の希望に応じてサービスを選択制にすることが重要 ・本人の意思決定支援の確保にあたり、契約には第三者の立会や医学的知見も場合によっては必要 ・生活保護受給者の場合、預託金をどこまで準備できるか ・葬儀や家財処分以外にも、本人の財産を最終的にどうするかの意思確認が必要 ・現行の日自事業を拡大したときに利用希望者が増えることで体制確保や財源が課題 ・緊急連絡先を引き受ける場合、24時間365日の対応をどうするのかが課題 ・福祉職以外（法律職、医療関係者、不動産業者、葬儀会社等）との連携が必須 ・民間事業者の認証制度が広がれば利用者も安心できる ・成年後見制度の見直しに伴い、制度の利用終了者の受け皿として利用希望者が増えるのではないか ・社協の職員も兼務が多い中で、日常生活自立支援事業にのみ注力するのが難しい ・委託元の市と密に連携を取ることで調整等で助かる面がある ・行政には金銭面だけでなく、事業の監督やスムーズな手続きという点でも関わってもらえるのが理想
・今井 友乃 参考人（特定非営利活動法人知多地域権利擁護支援センター　理事長）	・預託金が払えない場合に保険契約を活用する等の工夫が必要 ・資力の乏しい人のために、互助会のようなボランティア組織を構築する準備も必要 ・互助会の会員の親睦を図るためにどのような活動をし、助け合い、見守り合いをどうしていくのか。広域で実施する場合には、どう補完していくかが課題 ・実施主体に専門性が必要ではなく、地域の既存のネットワークにいる専門家に繋ぐ、コーディネーターの役割が必要 ・福祉の仕事をリタイアされた方についても、コーディネーターの役割を担っていただくことは可能
・齋藤 杏子 参考人（豊中市社会福祉協議会　身寄り問題を考える意見交流会 担当副会長）	・死後事務等を民間の事業者に委託することを不安に感じる人が多い ・社協が担い手になってくれることはありがたいが、既に手一杯のようなので人材が確保できるのか不安

第２８回福祉部会で出された意見について②

○ 第２８回福祉部会（令和７年８月１８日）において、参考人及び委員から、以下のような意見があった。

	意見
・福祉部会　委員	・現行の日自事業と新たな事業では対象者の範囲や専門性が大きく異なる ・身寄りのない高齢者への対応は、社会福祉協議会として取り組むべき大きな課題と認識しているが、福祉の領域以外においても取り組むべき課題である ・専門的な知識などが求められるので、日常生活自立支援事業とは別の仕組みの方がいいのではないか ・民間が取り組む事業をチェックする仕組みが必要 ・事業の検討にあたっては自治体の関わりを含めて社協へのヒアリングがもっと必要ではないか ・新事業は現行のモデル事業のような市町村が委託する形が良いのではないか ・身寄りのない方の支援は、対象者も広く、必要な専門性も多岐にわたるため、新たな事業だけですべてを担保することは難しいが、互助的な関わりの中で受け止められる部分も多い ・既存のネットワークを活用しながら新たな事業単独ではない推進方法というものを体制として検討する必要がある ・包括的な支援体制や身寄りのない高齢者の方の相談支援機能の強化は、自治体が中心となって進めていくところもある中で、日自のスキームで自治体の役割をどのように位置づけていくと良いのか、その中で都道府県の役割ということもまとめられてくるのではないか ・社協以外の社会福祉法人が社会福祉法第24条第2項（地域における公益的な取組を実施する責務）に位置付けて事業を担っていくことが必要 ・既存の枠組みの中だけで新たな事業を設計していくことは色々な方面に負担を課してしまうことにならないか ・地域のコーディネーターのような役割の人材は、リタイアした介護福祉士等の専門職が担うことも考えられるのではないか ・新事業は市民の私的領域に対する公権力の介入という面があり、本人の主体性や自立を中心に据えていかないといけない。本人中心であるからこそ互助会のような活用を重視していくといった取組も必要 ・何でも社協にお願いすればよいという風になっては困る、という意見については同感 ・地域共生社会の推進において、中核的役割を担うのが、各種の相談事業と日常生活自立支援事業だと考えられる。そうした機能が十分発揮できるように社会福祉法に基づく社会福祉事業に法的な位置づくりを整えていくことが、機能強化を図ることにつながるのではないかと思うので、これらの検討も進めていただきたい ・新たな事業の検討について、福祉部会は議論の重要な場にもなると思われるので、透明性を維持し、今日のヒアリングのような、本当に現場からの声を汲み上げていくということも含めて、議論がどこでどんなふうに進行しているかということを見えやすくしていただくために工夫をいただければと思う

市町村単位での支援体制のイメージ

○身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。

○判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。

○市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。

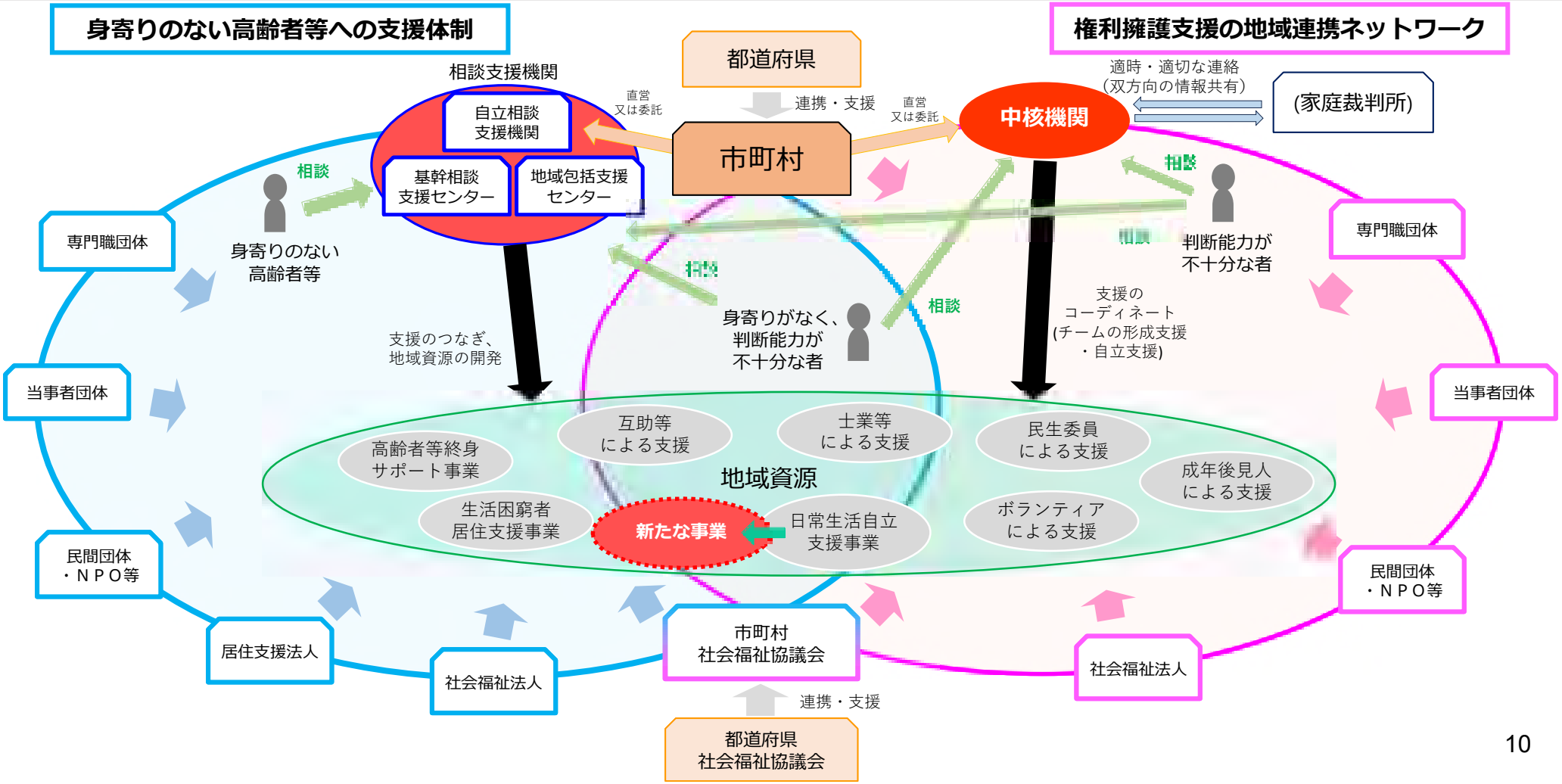

2　新たな事業について

2　新たな事業について（１／５）

現状・課題

○　現行の日常生活自立支援事業（以下「日自事業」という。）は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業である。

○　第二期成年後見制度利用促進基本計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価されている。

○　日自事業の実利用者数は近年5万6千人程度で横ばいとなっており、一部の社協では待機者（※）も見受けられる状況である。

（※）令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査（全社協）によれば、①「利用希望の相談を受けているが、社協の都合により、利用希望の相談を受けてから1か月以上初回面接に至っていないケース」があると回答した社協は12.3%、②「初回面接を行ったが、社協の都合により、初回面談を行ってから2か月以上契約に至っていないケース」があると回答した社協は12.5%であった。

○　また、日自事業を支える専門員や生活支援員の充足状況に課題を感じている社協（※）も見受けられる状況である。

（※）前述の全社協調査によれば、専門員の充足状況について「ニーズに対して不十分である」と回答した社協は37.3%、生活支援員の充足状況について「ニーズに対して不十分である」と回答した社協は49.4%であった。

○　地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ（※）では、**身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日自事業を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業（以下「新事業」という。）を法に位置づける必要**があるとされているが、**新事業の検討に当たっては、日自事業の実施体制等についても勘案する必要**がある。

2　新たな事業について（２／５）

(※)地域共生社会の在り方検討会議　中間とりまとめ(令和7年5月28日)（抜粋）

2. 身寄りのない高齢者等への対応

(2)身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【対応の方向性】

○　このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。

・民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。

・新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

(1)新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

【対応の方向性】

○　このため、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応を進めるべきである。

・身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支える支援策(日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など)について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ(再掲)、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。

2　新たな事業について（３／５）

論点

○　現行の日自事業の実施体制等や、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめの内容を踏まえ、新たな事業に関し、以下の点についてどのように考えるか。

【1. 趣旨】

○　新たな事業の趣旨は、以下のとおりとしてはどうか。

・　判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う

・　資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業（以下「無低事業」という。）とする

【2. 対象者】

○　新たな事業の対象者は、以下のとおりとしてはどうか。

・　判断能力が不十分な者や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者

※　なお、身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることはできないのではないか

【3. 無低事業の要件】

○　新たな事業の無低事業の要件は、以下のとおりとしてはどうか。

・　事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる

※　無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられないか

2　新たな事業について（４／５）

【4. 事業内容】

○ 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な者や身寄りがいない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施することとしてはどうか。

○ 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

・定期連絡等の定期的な見守り
・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

○ 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
・緊急連絡先の提供
・入院費用の支払代行

○ 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

・葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
・公共料金の収受機関等への連絡

○ 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない
○ 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

2　新たな事業について（５／５）

【5. 契約締結】

○　新たな事業の契約締結は、以下のとおりとしてはどうか。

・　本人又は代理人と契約締結
・　本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

○　新たな事業の利用料は、以下のとおりとしてはどうか。

・　原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
・　利用料については、各地の最低賃金や新事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定

【7. 実施主体】

○　新たな事業の実施主体は、以下のとおりとしてはどうか。

・　事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

○　新たな事業のチェック体制は、以下のとおりとしてはどうか。

・　実施主体は都道府県知事へ届出
・　都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
・　実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
・　加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（令和6年6月）」の遵守が望ましい

＜実施主体が社会福祉協議会の場合＞

・都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の日常生活自立支援事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新事業を実施
・運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

【参考】日常生活自立支援事業の概要

○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、**福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援**する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、**地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら**適切な金銭管理等を支援することで、**尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみ**であり、**これにより地域福祉が推進されている**」と評価。

1. 実施主体

○ **都道府県社会福祉協議会**又は**指定都市社会福祉協議会**
※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和6年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,634か所	4,292人	15,401人

2. 利用対象者

○ 判断能力が不十分な者であり、かつ**本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している**と認められる者。

【令和6年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数（人）	20,444人 36.1%	14,833人 26.2%	18,451人 32.6%	2,953人 5.2%	56,681人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助
① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的金銭管理サービス
① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
② 医療費を支払う手続き
③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
④ 日用品等の代金を支払う手続き
⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス
（保管できる書類等）
① 年金証書 ② 預貯金の通帳 ③ 権利証 ④ 契約書類 ⑤ 保険証書
⑥ 実印・銀行印 ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知
≪見守り≫

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

4. 実利用者数の推移

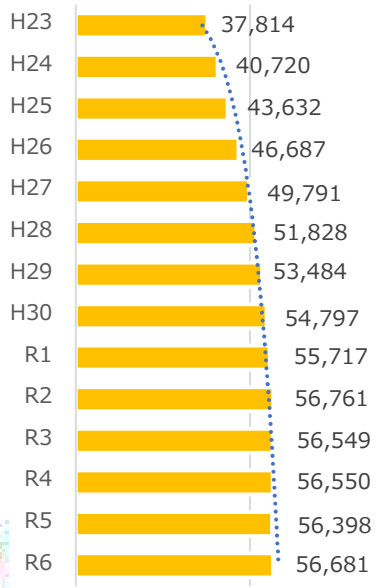

出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会の資料をもとに成年後見制度利用促進室にて作成

【参考】日常生活自立支援事業の基本的な仕組み

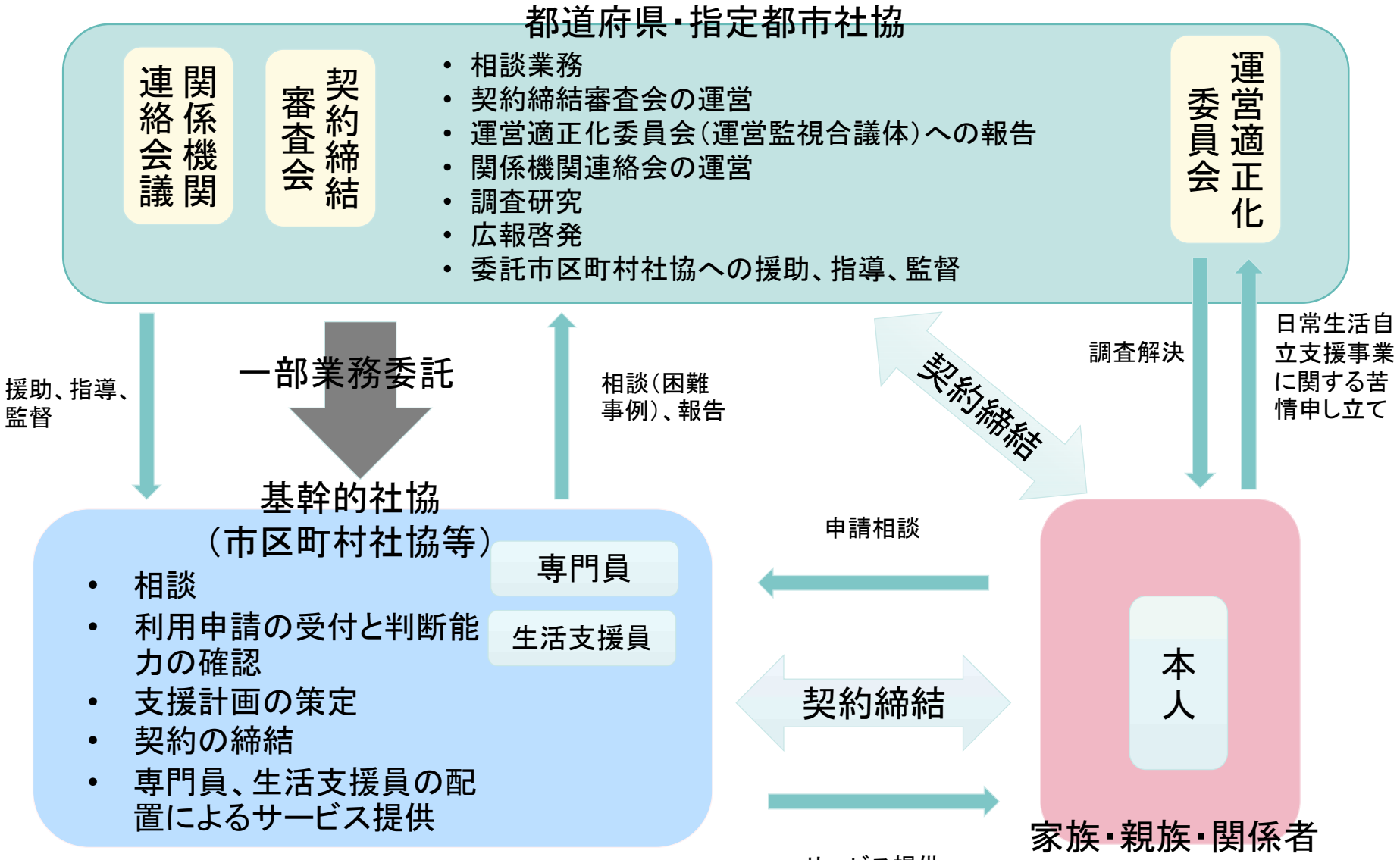

【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」（全社協）

※契約については、本人-基幹的社協の2者契約の場合と都道府県社協を含めた3者契約の場合がある。

【参考】無低事業の例、モデル事業の資産要件設定例

○ 無低事業の例

＜無料低額診療事業の基準＞
社会福祉事業法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について
（平成13年7月23日社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知）
第1 無料又は低額診療事業の基準
次の項目のうち、1、2、3、及び4に該当するとともに病院にあっては、5から10までの項目のうち二以上、診療所にあっては、7又は8のいずれかの項目に該当すること。
1（略）
2 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の総延数の10%以上であること。
3～10（略）

＜無料低額宿泊事業の基準＞
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）
第二条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。（略）
一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。
イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。
ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。
ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

○ 厚生労働省「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するモデル事業」における資産要件の設定例

＜京都府京都市＞
預貯金350万円以下かつ居住用不動産以外所有なし
＜大阪府枚方市＞
預貯金500万円以下かつ居住用不動産以外所有なし

【参考】身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

令和７年度当初予算額　0.6億円の内数　※令和６年度補正予算額　４.２億円

１ 事業の目的

○　身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

２ 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村（委託可）　【基準額】 １自治体あたり 5,000千円／取組　【補助率】 3/4

１．包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置**した相談・調整窓口を整備。

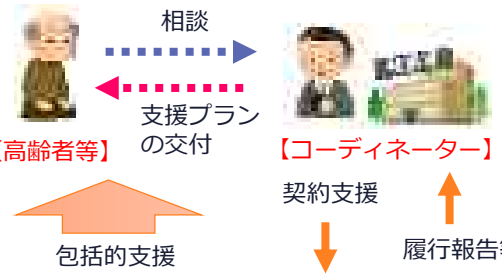

《業務内容》
意思決定支援を確保しながら以下の業務を実施
・地域の社会資源を組み合わせた『包括的な支援プラン』の作成。
・プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
・様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート
など

－　単身高齢者等包括支援プラットフォーム　－

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分
家賃債務保証など				

２．総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。

日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援をパッケージで提供

市町村 → 補助、委託 → 社会福祉協議会等 → 身寄りのない高齢者等

実施報告

本人に寄り添った意思決定の支援

日常生活支援
（例）介護保険サービス等の手続代行／公共料金の支払代行／生活費の管理・送金／印鑑・証書・重要書類の保管等

入院・入所等の円滑な手続支援
（例）入院・入所等の手続等の援助／緊急連絡先の提供／入院・入所費用の支払代行

死後の事務支援
（例）病院等の費用の精算代行/遺体の確認・引き取り/居室の原状回復/残存家財・遺品の処分/葬儀・納骨・法要の支援

誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

3　生活困窮者自立支援制度における対応について

3　生活困窮者自立支援制度における対応について

現状・課題

○地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいて、**身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、新たな第二種社会福祉事業のほか、生活に困窮する者に対する支援として以下について対応を進めるべき**であることとされた。

・身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるよう人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。

・ 生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

論点

○　地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめの内容を踏まえ、生活困窮者自立支援制度において以下の対応を行うことについてどのように考えるか。

○　身寄りのない生活困窮者に対する支援体制を整備する観点から、

①相談支援機関の1つである自立相談支援機関において身寄りのない高齢者等の相談を受け止めることとし、そのために必要な対応を図る。

※地域包括支援センターにおける対応については、介護保険部会で取扱う予定。

②身寄りのない生活困窮者を地域居住支援事業の対象者として法律上位置づける。

③身寄りのない生活困窮者が抱える生活上の課題（生活費の管理、福祉サービス等の利用に関する手続き、入院の手続き、死後事務等）に対する支援の在り方について検討し、必要な対応を図る。

４　中核機関の位置付け等について

４　中核機関の位置付け等について（１／５）－中核機関にまつわる動向－

現状・課題①

◆中核機関の整備の現状とその課題への対応

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年３月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）では、国に「**成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する**」ことを求めており、中核機関の位置付け等について検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を**整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり**（令和６年４月１日現在）、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村（約９%）についてはいまだ整備予定が未定となっている。

また、中核機関には**法的根拠がなく、その権限等が曖昧**であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。

◆成年後見制度の見直しを踏まえた対応

第二期計画では、成年後見制度について「**他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき**」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和６年４月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われ、本年６月に「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。

同中間試案では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「**家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設ける**との考え方について、引き続き、検討する」とされている。

4　中核機関の位置付け等について（２／５）ー関連する政府方針等ー

現状・課題②

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和7年3月）

本年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が取りまとめられた。

同報告書では、「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、**中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要**がある」旨の指摘がされている。

○「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令和7年5月）

本年5月、『「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ』において、以下の事項について**法令上の規定の整備を検討すべき**である旨の取りまとめがされた。

- 市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。
- 上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報を扱う観点から、「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
- 市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報を扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。

○ 規制改革実施計画（令和7年6月）

本年6月に公表された「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、**中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討し、令和7年度に結論を出し、結論を得次第、所要の措置を講ずべき**との方針が示された。

4　中核機関の位置付け等について（３／５）－論点①－

論点①

○ 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下とすることについてどのように考えるか。

【市町村における業務の整理・明確化】

① （今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、）**市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う**（注1・2）。

（注1）個別の事案に応じた様々な対応が考えられるが、家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支える権利擁護支援チームの形成を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していない場合にはその旨を回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。

（注2）現行法制上、家事事件手続法（平成23年法律第52号）等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能であることに鑑みると、今後、家庭裁判所と市町村・中核機関の間でやり取りが生じる蓋然性は高いとも考えられる。

② 成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、**市町村は、以下の㋐㋑に掲げる各業務を実施するよう努める**。

- ㋐ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する**相談を受け、**必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、**権利擁護支援の内容の検討**や**支援を適切に実施するためのコーディネート**を行う業務（注3）
- ㋑ **専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート**を行う業務（会議体の運営等）

（注3）業務㋐は、第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能（「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」）を念頭に置いたものである。

４　中核機関の位置付け等について（４／５）ー論点②ー

論点②

【中核機関の位置付け等】

③　家庭裁判所からの意見照会への対応（前記①）、及び前記②㋐・㋑の各業務を実施する機関として、**市町村は、「権利擁護支援推進センター」**(注4～6)**を設置することができる**（個人情報を扱うため、同センターの職員には守秘義務を課す。）。

（注4）中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめを踏まえた提案である。

（注5）市町村は「権利擁護支援推進センター」を委託して設置することもできるほか、広域単位での設置も可能である。

（注6）単独で「権利擁護支援推進センター」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

④　加えて、**市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等**(注7)**を行うための会議体を設置することができる**（個人情報を扱うため、同会議体の構成員には守秘義務を課す。）。

（注7）地域の実情等に応じ、個別事案に関する支援方針の検討のみならず、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための方策等を取り扱うこととすることも可能である。

4　中核機関の位置付け等について（５／５）ー概要イメージー

① （今後の成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

②㋐ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、「権利擁護支援の内容の検討」や「支援を適切に実施するためのコーディネート」を行う業務。

②㋑ 「専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネート」を行う業務（会議体の運営等）。

（注）権利擁護支援推進センターを設置していない市町村においては、市町村自ら②の各業務を実施するよう努めるとともに、①に対応することとなる。

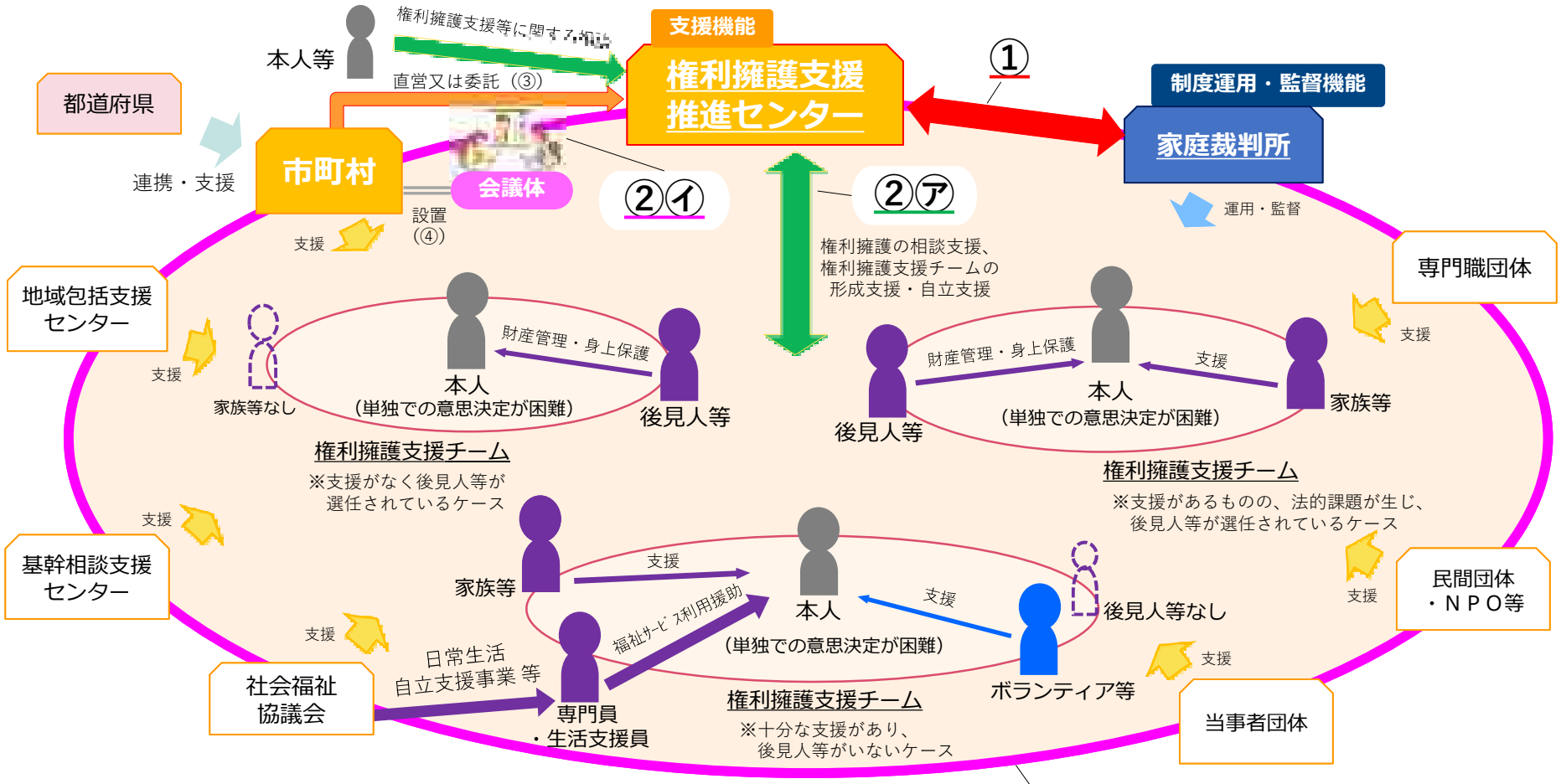

権利擁護支援の地域連携ネットワーク

参考資料

目次

1　日常生活自立支援事業の実施状況

2　新たな事業に関する関係機関へのヒアリング結果

3　生活困窮者居住支援事業の実施状況

4　中核機関の整備状況等

5　成年後見制度の見直しに向けた検討

6　関係条文・政府方針等

厚生労働省

1　日常生活自立支援事業の実施状況

日常生活自立支援事業の実利用者数の推移

○ 日自事業の実利用者数は、近年５万６千人程度で横ばいとなっている。

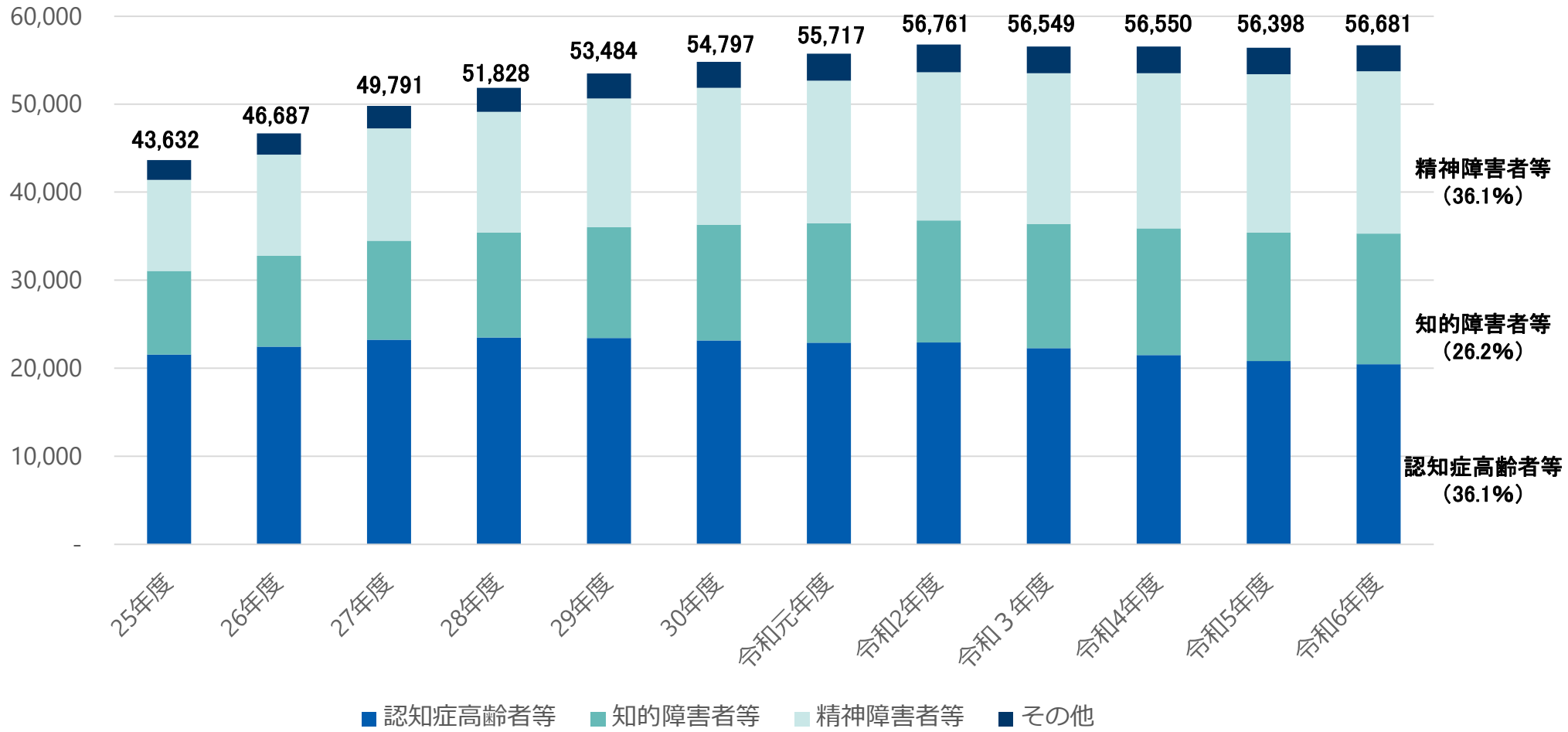

令和6年度日常生活自立支援事業実施状況調査（全社協）

日常生活自立支援事業の実施体制について①　【契約者数、待機者数】

○ 日自事業の契約者数は、50人以上（19.7%）が最も多く、次いで１人以上５人未満（19.3%）となっている。
○ １割強の社協が日自事業の待機者（※待機者の定義は以下①②のとおり）が存在すると回答している。

契約者数別社会福祉協議会数（令和6年7月時点）

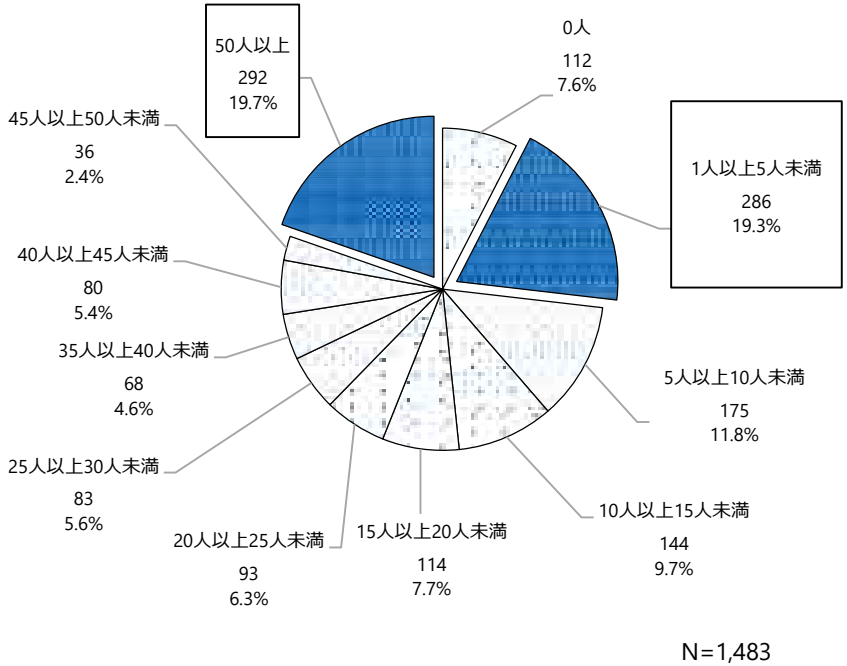

待機者数(令和6年11月1日時点)

①利用希望の相談を受けているが、社協の都合により、利用希望の相談を受けてから1か月以上初回面接に至っていないケース　（社協ごとの集計）

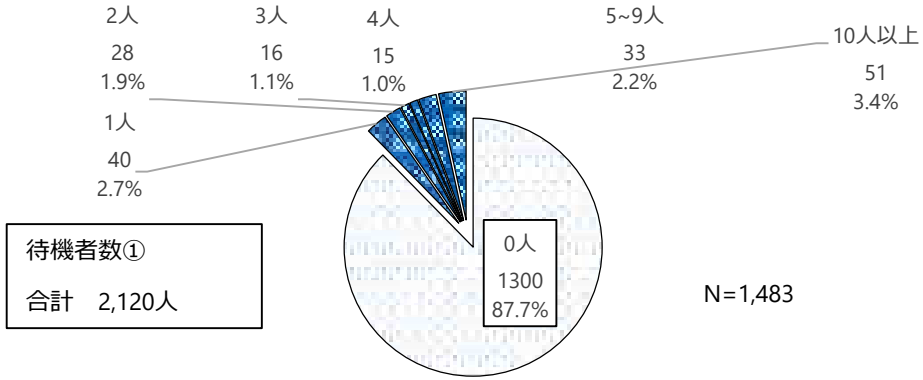

待機者数①
合計　2,120人

②初回面接を行ったが、社協の都合により、初回面談を行ってから2か月以上契約に至っていないケース　（社協ごとの集計）

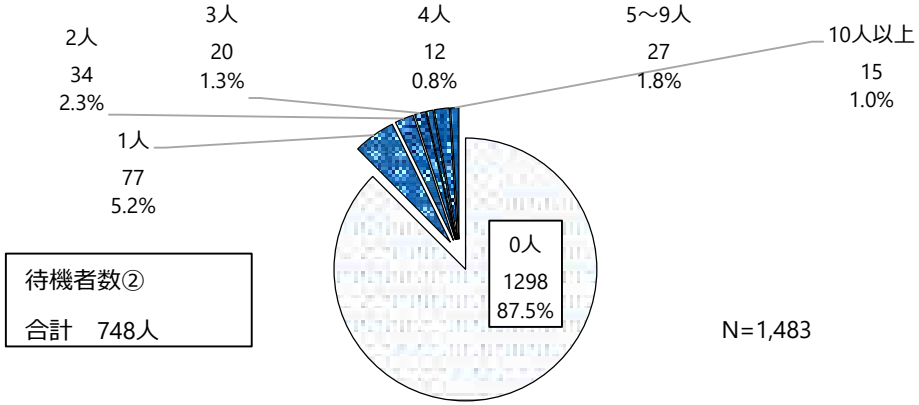

待機者数②
合計　748人

日常生活自立支援事業の実施体制について②　【専門員数、生活支援員数】

○ 専門員の充足状況について、日自事業のニーズに対して不十分と回答した社協は37.3%となっている。
○ 生活支援員の充足状況について、日自事業のニーズに対して不十分と回答した社協は49.4%となっている。

専門員

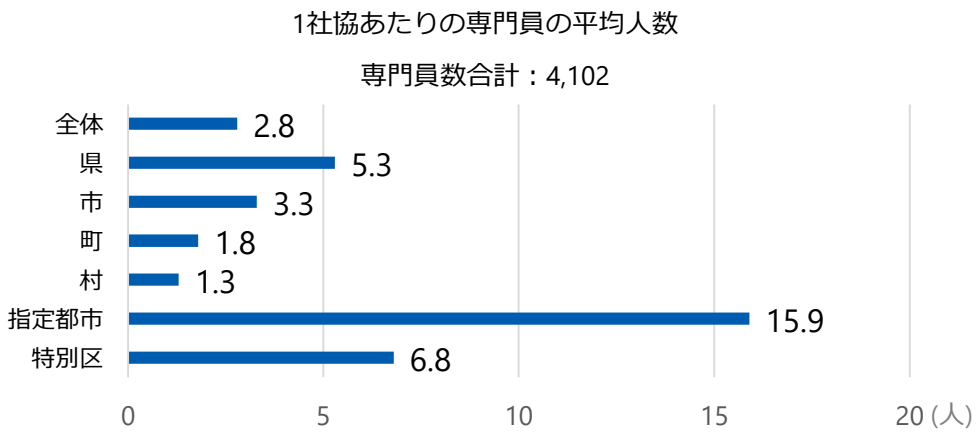

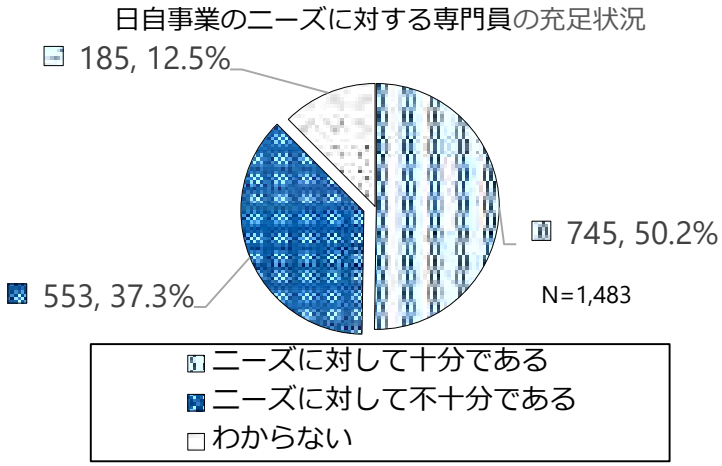

生活支援員

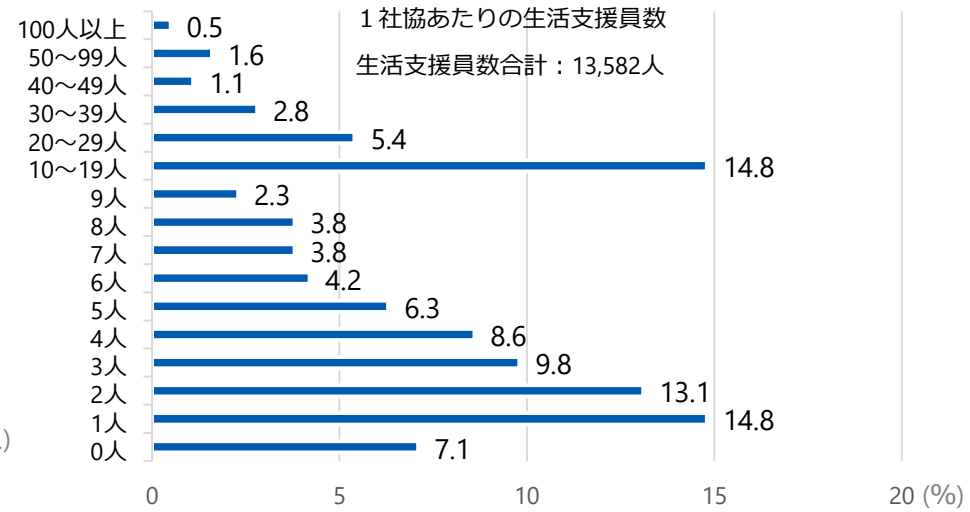

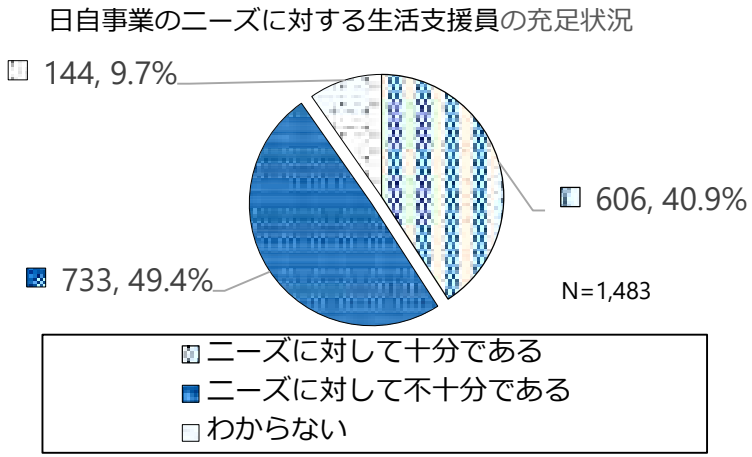

日常生活自立支援事業の利用者情報について①（令和６年７月の新規利用契約者の状況）

○ 新規利用契約者の年齢層は、65歳以上（63.0%）が最も多い。新規利用契約者の利用区分は、認知症高齢者等（53.2%）が最も多く、次いで精神障害者等（29.0%）、知的障害者等（12.4%）となっている。

令和6年7月の新規利用契約者合計…799名

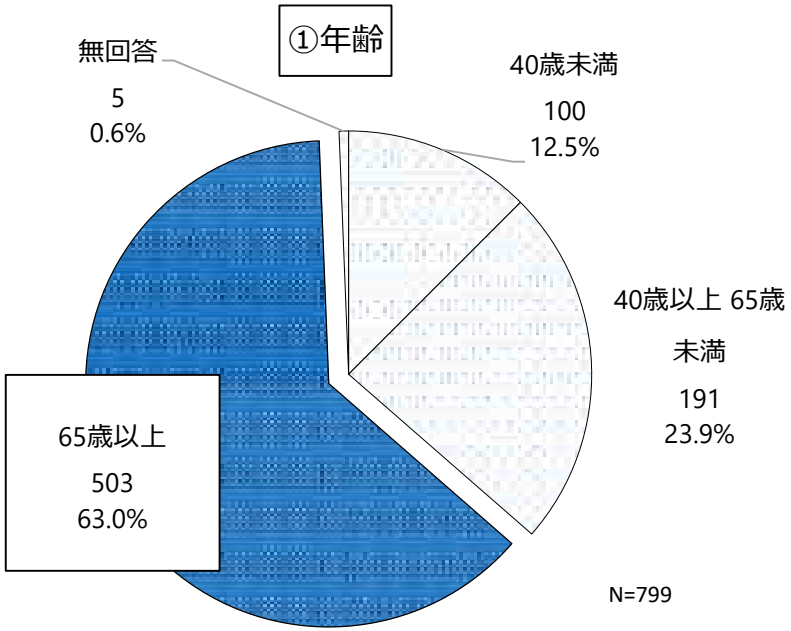

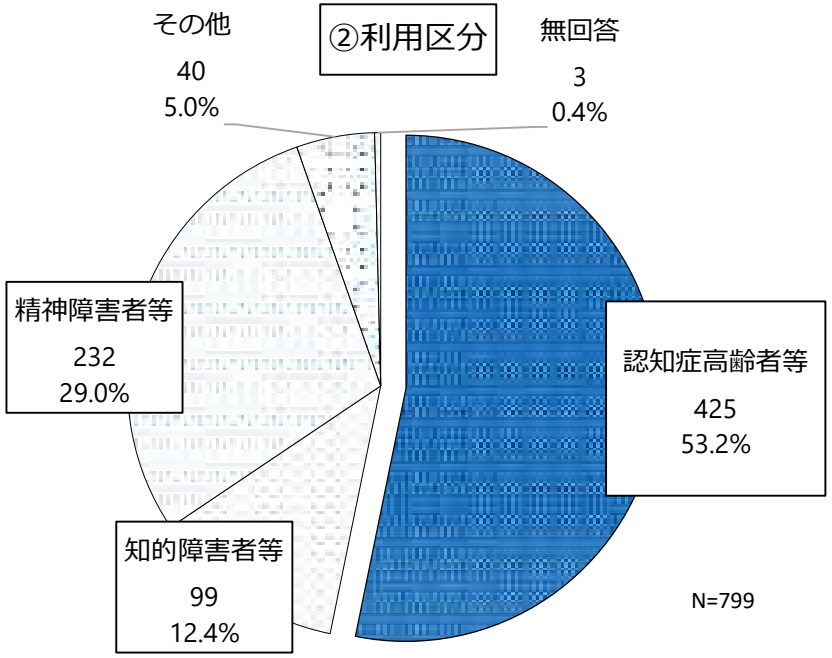

令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査（全社協）

日常生活自立支援事業の利用者情報について②（令和６年７月の新規利用契約者の状況）

○ 契約時の居住場所については、自宅（71.2%）が最も多い。家族・親族の状況については、「別居している４親等内の親族がいる」、「別居している親や子がいる」が合わせて約７割となっている。
○ 新規利用契約者の44.2%が生活保護を受給しており、生活保護受給者以外でも、52.7%が住民税非課税対象となっている。

令和6年7月の新規利用契約者合計…799名

①契約時の居住場所

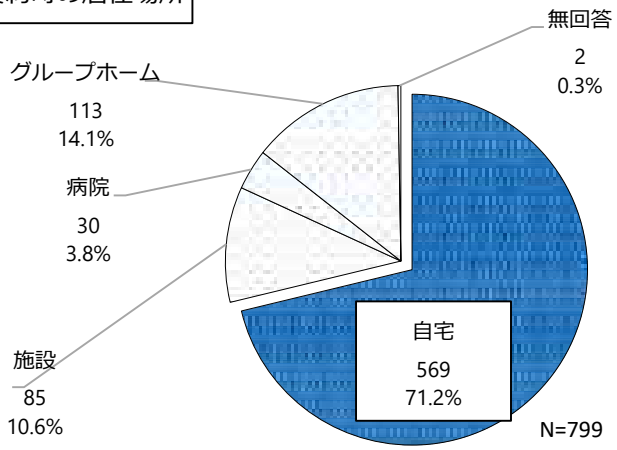

②家族・親族の状況

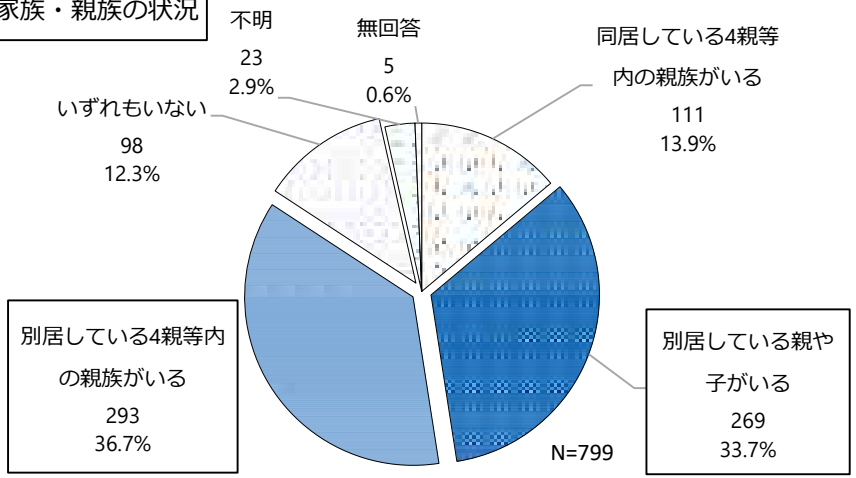

③生活保護受給の有無

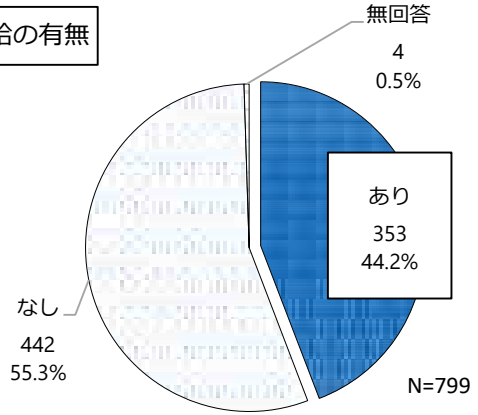

④住民税非課税対象（生活保護受給者以外）

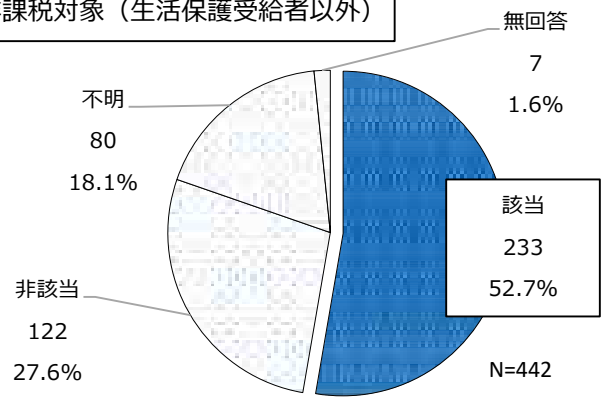

日常生活自立支援事業の利用者情報について③（令和６年７月の新規利用契約者の状況）

○ 収入の状況については、「収入なし」と「月収10万円未満」が合わせて55.9%となっている。
○ 預貯金の状況については、「預貯金なし」と「50万円未満」が合わせて66.2%となっている。

令和6年7月の新規利用契約者合計…799名

収入の状況

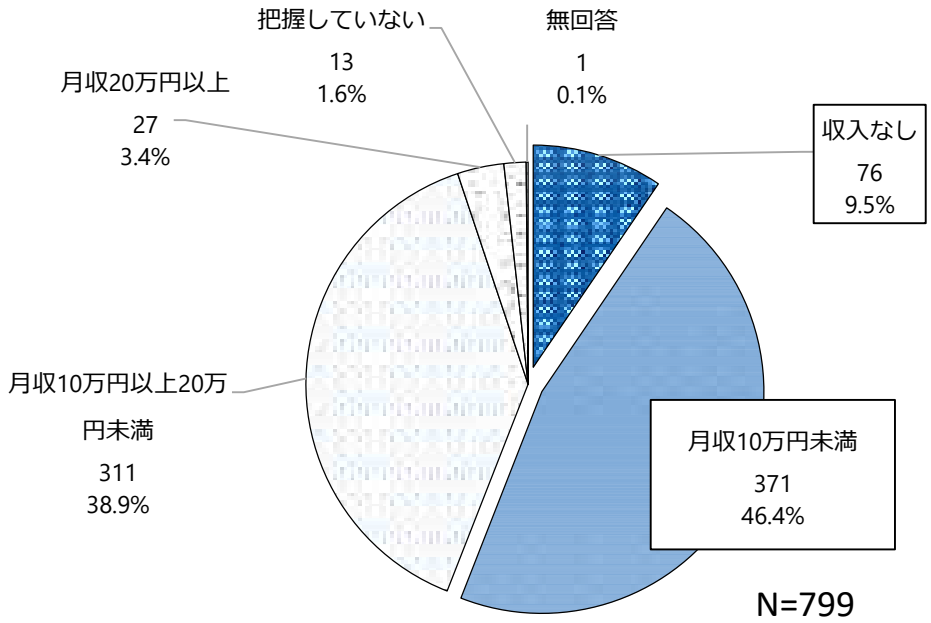

預貯金の状況

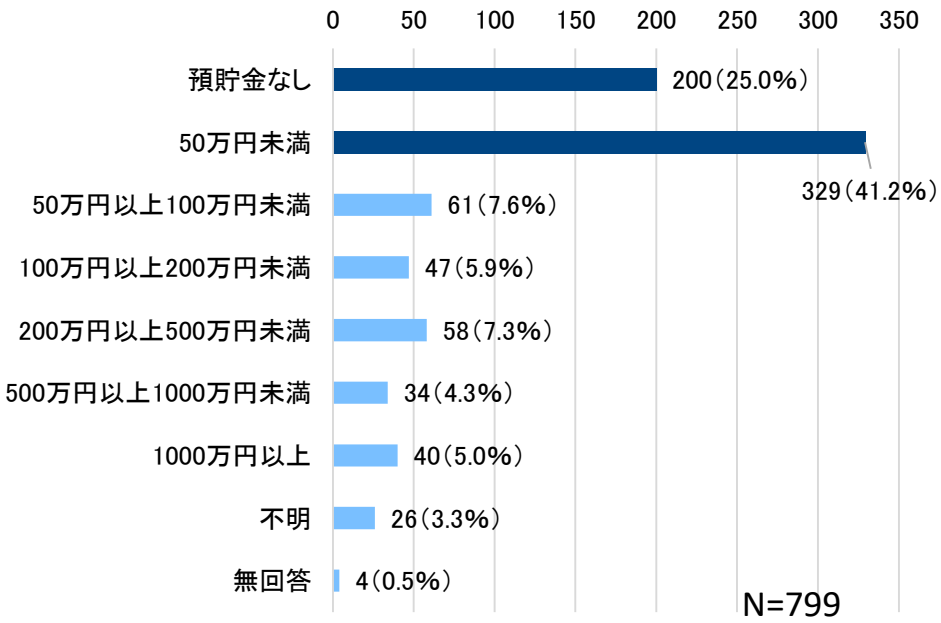

令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査（全社協）

日常生活自立支援事業の利用者情報について④（令和６年７月の新規利用契約者の状況）

○ 初回の相談者・機関については、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）（27.7%）が最も多い。
○ 初回相談時の主な内容については、「日常的な金銭管理（預貯金の払戻、公共料金等の支払手続等）を手伝ってほしい」（90.1%）が最も多い。

令和6年7月の新規利用契約者合計…799名

初回の相談者・機関

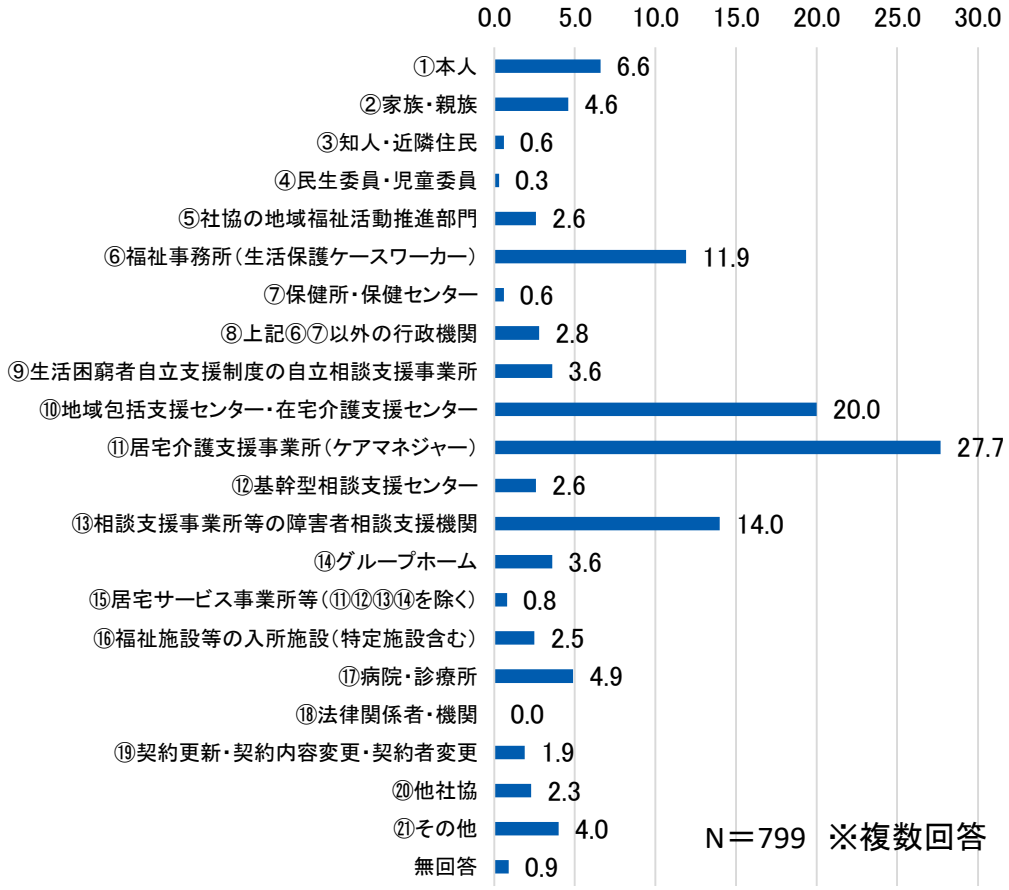

初回相談時の主な相談内容

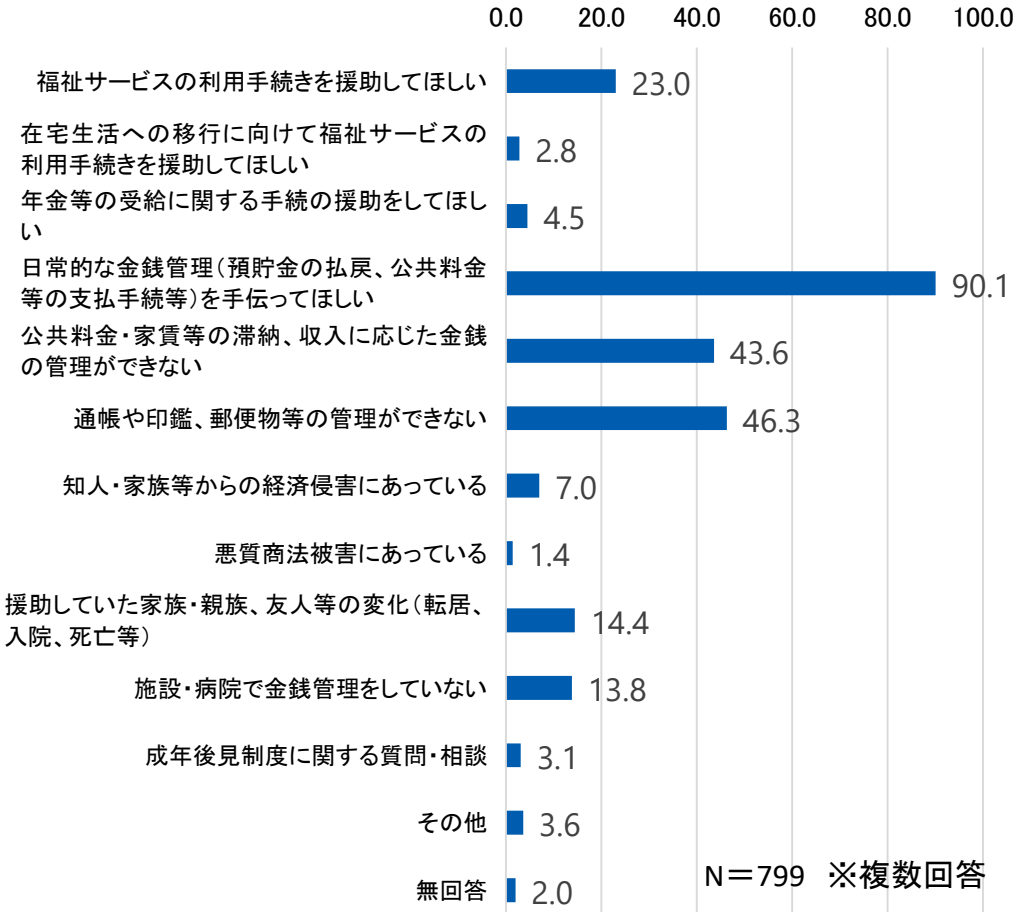

日常生活自立支援事業の利用者情報について⑤（令和６年７月の契約終了者の状況）

○ 契約終了者の年齢層は、65歳以上（78.3%）が最も多い。
○ 契約終了者の利用区分は、認知症高齢者等（62.5%）が最も多く、次いで精神障害者等（19.9%）、知的障害者等（12.4%）となっている。

令和6年7月の契約終了者合計…734名

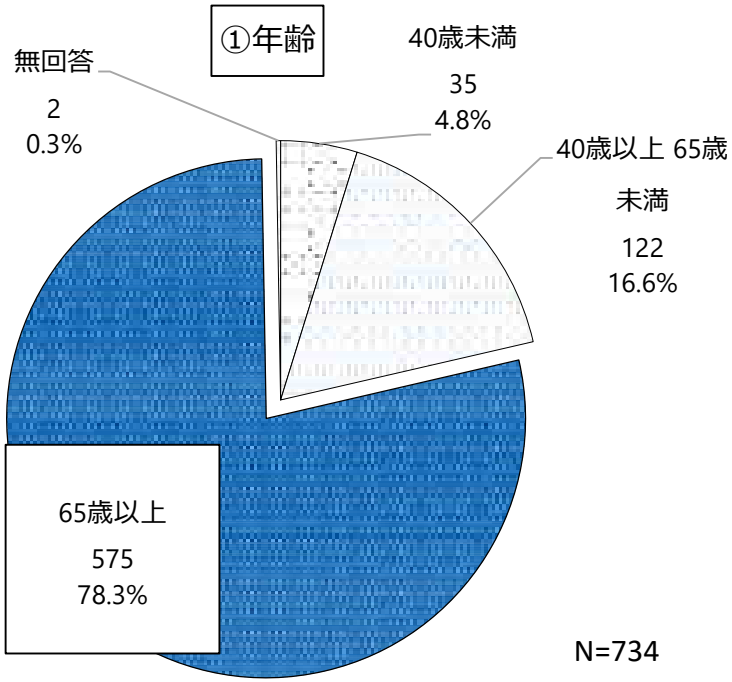

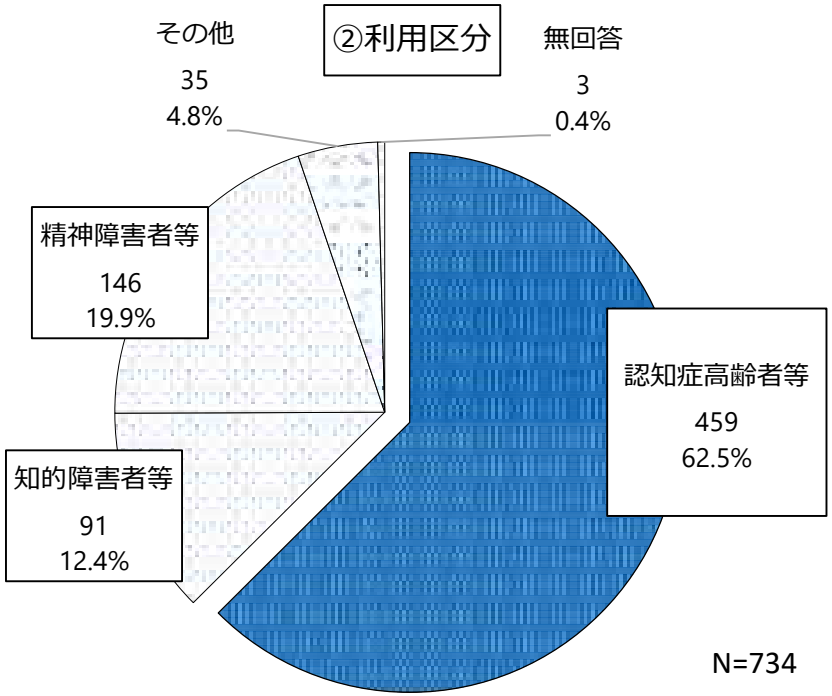

令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査（全社協）

日常生活自立支援事業の利用者情報について⑥　（令和６年７月の契約終了者の状況）

○ 日自事業の解約理由としては、「本人の死亡」（37.2%）が最も多い。
○ 死後事務として社協が行ったことについて、「預かり物について、あらかじめ本人が指定した引受人（相続人等）に引き渡した」(50.2%)が最も多い。

令和6年7月の契約終了者合計…734名

解約理由

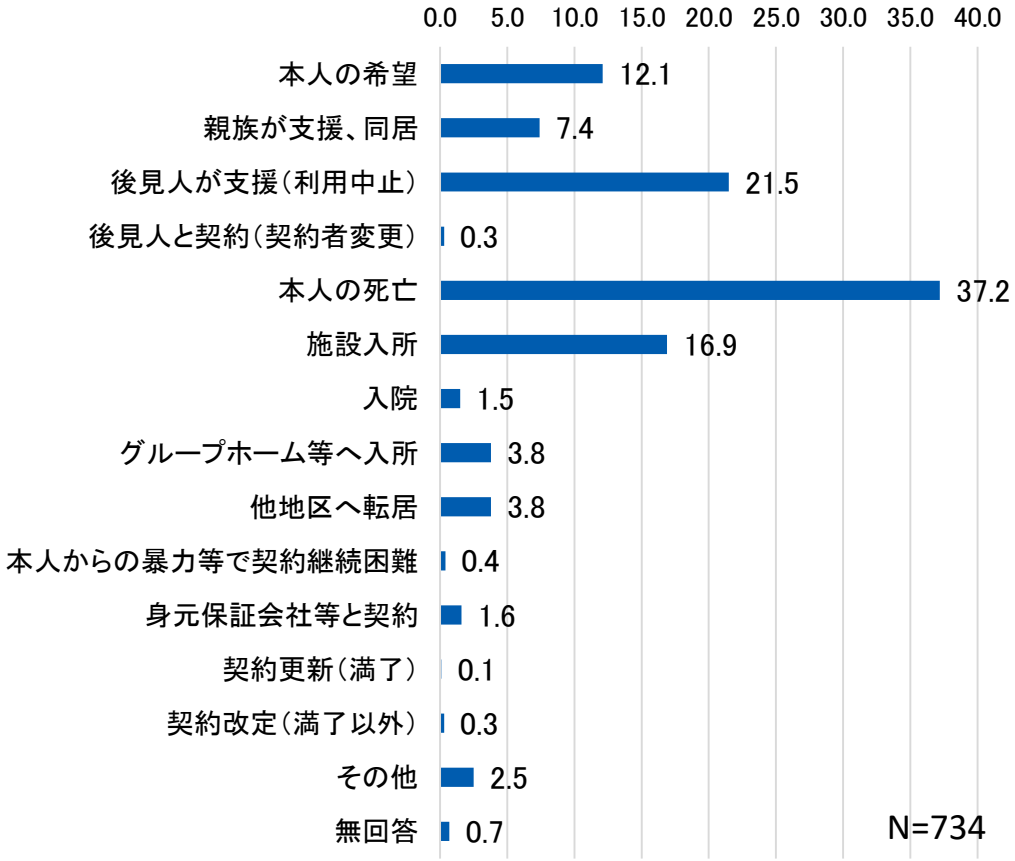

死後事務として社協が行ったこと

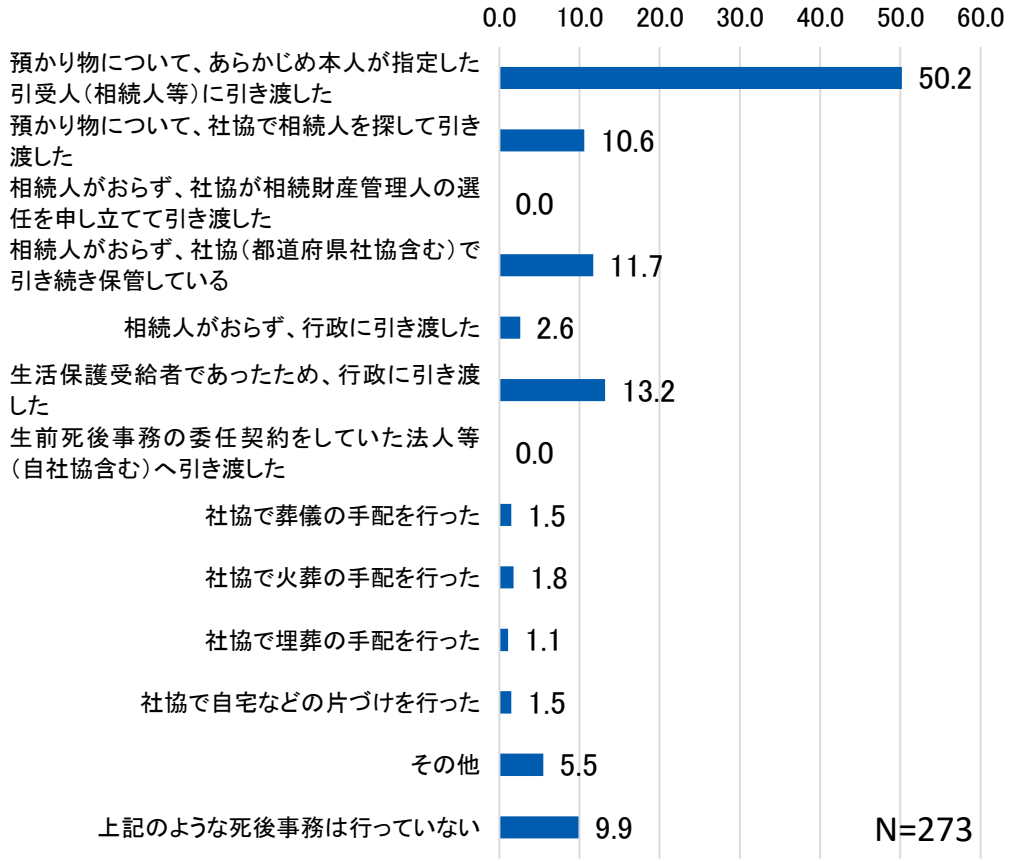

令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査（全社協）

2　新たな事業に関する関係機関へのヒアリング結果

新たな事業に関する関係機関へのヒアリング結果　①

○ 新たな事業に関し、非公式に複数の自治体（都道府県、市町村）及び社会福祉協議会（都道府県社協、市町村社協）に対し、ヒアリングを実施した。以下は、ヒアリングの場で出た複数の意見を厚生労働省において要約してまとめたものである。

１．事業の枠組み

- 入院・入所等の手続支援、死後事務支援は社会のニーズにマッチしており、日自事業と一体的に実施することについても違和感は少ない。
- 新たな事業だけで全てのニーズを網羅するということではなく、互助も含めた多層的な支援の仕組みの中の１つであるべき。
- 新たな事業に困りごとを丸投げされることによって、地域での支え合いが後退してしまわないか。
- 基礎的自治体である市町村の役割の整理や、地域性をどう加味していくかの検討も必要。

２．実施体制

- 新たな事業の実施にあたっては、財源と人材の確保が課題。
- 特に死後事務支援において、相続関係等の法的知識が必須となるため、法的なサポート体制の構築が必要。
- 担当する職員の専門性の向上が必要。人材育成が難しい。
- 日自事業の専門員が若年化しており、複雑化する事業に対応できるかが懸念。

３．対象者の範囲

- 現行の日自事業とは対象者が異なってくるため、業務が複雑化するのではないか。
- 「身寄りのない」という定義がぐらつき、対象者が増大することが懸念。本人の自己申告だけでは後々のトラブルが増えるのではないか。
- 日自事業の対象者の拡大による相談件数の増加や、契約期間の長期化により契約当初に想定し得なかった課題等が見つかることが懸念。
- 判断能力不十分な者が死後事務委任契約を締結する可能性があるため、新たな事業の契約に必要となる判断能力の整理が必要。

４．無料又は低額なサービス提供のあり方

- 資力の確認をどのように行うのか。
- 低所得の人をターゲットに考えるということだが、預託金を支払える人がどれくらいいるのか。
- 低所得者のみを対象とすると、民間資源が不足する地域では、支援を受けられない者が発生するのではないか。
- 生活保護受給者が契約を希望する場合、預託金の支払の可否や、ケースワークとの役割分担が課題。

新たな事業に関する関係機関へのヒアリング結果　②

５．事業内容

（日常生活支援について）
・　現行の日自事業では利用者の地域への参加支援というのが根幹にあり、そのための「福祉サービス利用援助」は重要であり、必須事業とすべき。

（入院・入所の手続支援について）
・　入院入所手続は関係機関の連携等により支援可能であり、入院入所等の手続支援は任意事業で良いのではないか。
・　入院入所手続支援を実施する場合、緊急連絡先の引受がネック。常時連絡を受けられるような体制を取ることは、職員にとって負担が大きい。
・　緊急連絡先を引き受ける場合には、職員の負担軽減を図ることが必要。
・　入院・入所時の身元保証人は本来不要であるはずなので、その点をしっかり周知してほしい。

（死後事務支援について）
・　日自のみを実施している社協にとって、入院入所等の手続支援は実施可能だが、死後事務支援はハードルが高いのではないか。
・　死後事務支援には相続等の知識が必須であり、一定の専門性が必要。
・　相続人とのトラブル防止のため、公正証書遺言の作成が必須と考えられる一方、一定の費用がかかるため、その作成を必須にすると事業を利用できる人が限られてしまうのではないか。
・　家財処分も含めて死後事務といえるのではないか。
・　行政官庁の届出やライフラインの利用停止の手続をが遅れると、余分な費用が発生する場合がある。遺言執行者に引き継ぐ際のトラブル防止の観点からも、行政官庁の届出やライフラインの利用停止の手続を必須にしても良いのではないか。
・　死後事務の事業を実施すると社協への遺贈の話が出てくるのではないか。利益相反があるので簡単ではない。

６．その他

・　新たな事業に参入する事業者がどれくらい見込めるのか。結局のところ社協しかやるところがないのではないか。
・　第二種社会福祉事業として多様な主体の参入が想定されているが、誰がその監督をするのか。
・　新たな事業の実施にあたっては、体制確保のために準備期間が必要。
・　事業の施行にあたっては、現場で手続がスムーズにできるよう、国からガイドラインや通知を発出してほしい。

3　生活困窮者居住支援事業の実施状況

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

努力義務

居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

【実績】
・シェルター：378自治体(42%)(R6)
・地域居住支援:71自治体(R6)

対象者

- シェルター事業　：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要

賃貸住宅への入居を断られた、
地域での一人暮らしが不安…

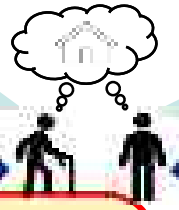

路上、河川敷、
ネットカフェ、サウナ、
友人宅に寝泊まりしている…

地域居住支援事業

＜入居支援・地域での見守り支援＞

①入居に当たっての支援
・不動産業者等への同行支援
・保証人や緊急連絡先が不要な物件、低廉な家賃の物件情報の収集

②居住を安定して継続するための支援
・訪問等による居宅における見守り支援

③環境整備
・地域とのつながり促進支援
・協力を得やすい不動産事業者等とのネットワーク構築　等

※支援期間は原則１年間。
（対象者の状態に応じて
柔軟に延長可能）

シェルター事業

＜当面の日常生活支援＞

・宿泊場所や食事の提供
・衣類等の日用品を支給　等

※自立相談支援機関と連携し、住居の確保や就労に向けた支援等も実施。
※緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対する一時的な支援・支援先・受入れ先の調整等の実施も可。

期待される効果

- シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

地域居住支援事業の実施状況について

○　令和５年度に地域居住支援事業を実施した自治体のうち約９割は、「住まいに関する相談」の入居に当たっての支援や、「戸別訪問による見守り」の居住を安定して継続するための支援を実施している。

（５）支援内容　（n=64）

①入居に当たっての支援

区分	自治体数	割合
住まいに関する相談	63	98%
不動産業者・物件の紹介	49	77%
入居契約等の手続（内覧同行や賃貸借契約の立ち会い）等	48	75%
家賃債務保証の斡旋	6	9%
事務所（法人）で借り上げて入居支援（サブリース）	16	25%
シェルター等への一時的な入居支援	23	36%
引っ越し時の家計整理、搬出・搬入などの支援	54	84%
病院の医療ソーシャルワーカー等と連携した、退院・退所後に居住支援を必要とする者の把握	11	17%
その他	27	42%

②居住を安定して継続するための支援

区分	自治体数	割合
戸別訪問による見守り	58	91%
安否確認・緊急時対応（緊急通報、駆け付け等）	43	67%
生活支援	45	70%
金銭、財産管理	28	44%
近隣との関係づくり、サロン等への参加	29	45%
近隣や家主との間のトラブル対応	41	64%
就労支援	43	67%
その他	3	5%

訪問頻度

区分	自治体数	割合
週に2～3回	2	3%
週に1回	3	5%
月に2～3回	1	2%
月に1回	38	66%
半年に2～3回	3	5%
年に2～3回	1	2%
年に1回	8	14%
その他	2	3%

③互助の関係作り

区分	自治体数	割合
交流の場作り（サロン等）	30	47%
その他	32	50%

④関係機関等との連携状況

区分	自治体数	割合
居住支援関係機関（宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等）等との連携あり	61	95%

出典：生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和５年度事業実績調査

新規 身寄りのない生活困窮者への支援の充実

令和８年度概算要求額　生活困窮者自立支援関係予算　844億円の内数　（762億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　これまで家族、親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援（生活費の管理、公共料金等の支払い、福祉サービス等の利用に関する手続等）や、入院・入所等の手続、死後事務に関して、頼れる身寄りがいない生活困窮者は、民間の支援を受けられず、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じている。

○　このため、身寄りのない生活困窮者が抱える生活上の課題に対して支援するための取組をモデル的に実施する。

2 事業内容等

＜支援対象者＞一定の資産･収入以下である身寄りのない生活困窮者

（想定される者）アルコールやギャンブル依存などにより生活費を管理できない、公共料金や家賃等の支払いで滞納のおそれがあり、生活費の管理や支払い等で援助を必要とする者、入院等で緊急連絡先又は保証人がいない者　等

＜支援内容＞日常生活の支援　入院等の円滑な手続支援、死後事務の支援

（支援のイメージ）
■生活費の管理のサポート　（例：公共料金や家賃等の支払い支援（銀行等への同行含む）、生活費の管理に関する助言）
■福祉サービス等の利用に関する手続き支援（例：手続きの代行）
■入院の手続き支援（例：緊急連絡先の指定の受託、手続きの代行）
■死後事務の支援　（例：葬儀、納骨、家財処分の手続支援、官公庁等での手続）

3 実施主体等

○実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）　　○補助率：２／３

４　中核機関の整備状況等

「中核機関（※）」の整備状況（令和６年４月１日時点）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県　　調査時点：令和６年４月1日

中核機関の整備状況

＜整備済（R6.4時点）：**1,187市町村**（68.2%）⇒ 整備済＋R9年度までに整備予定あり:1,366市町村（78.5%）＞

【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期＜全体＞

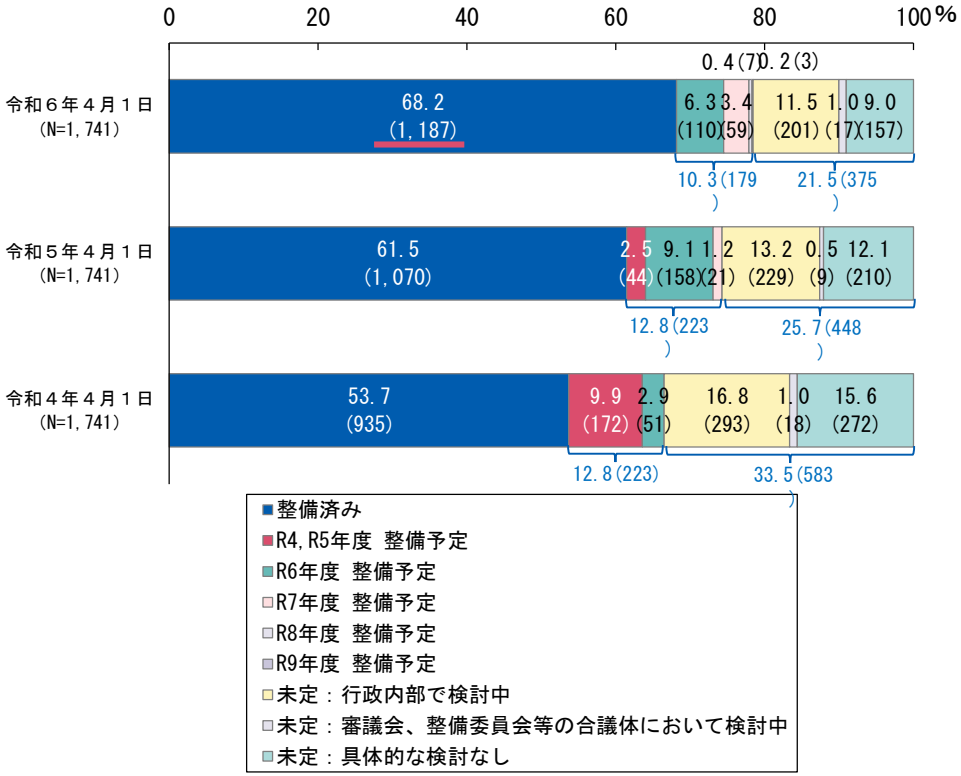

●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期＜自治体規模別＞

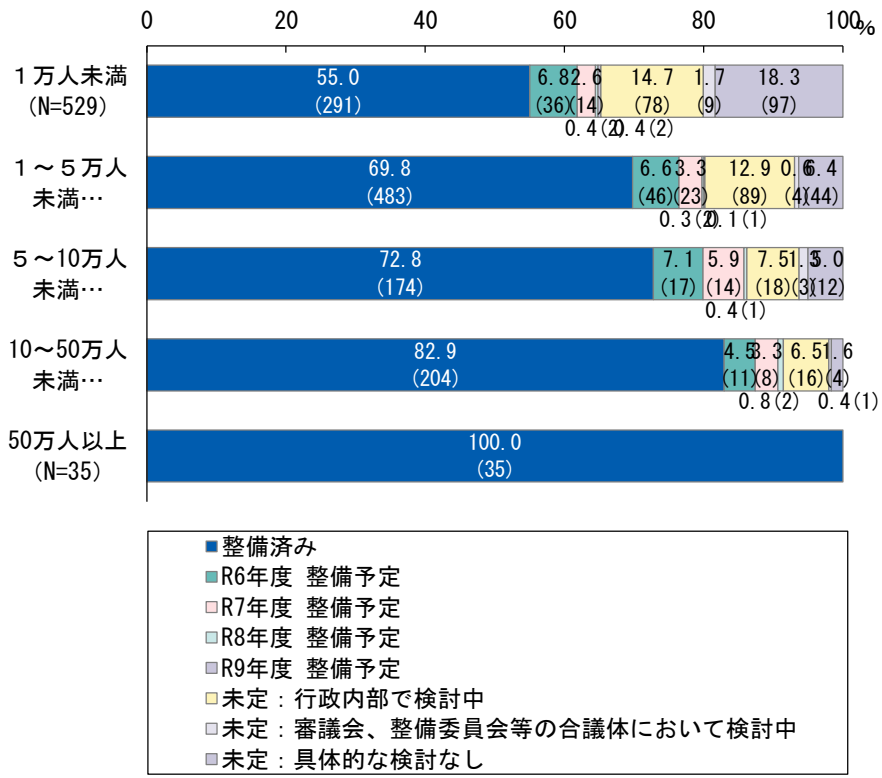

（参考）地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況

○　地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。割合の分母は中核機関設置自治体の1,187。

本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による**「支援」機能**

成年後見制度の利用前　権利擁護の相談支援

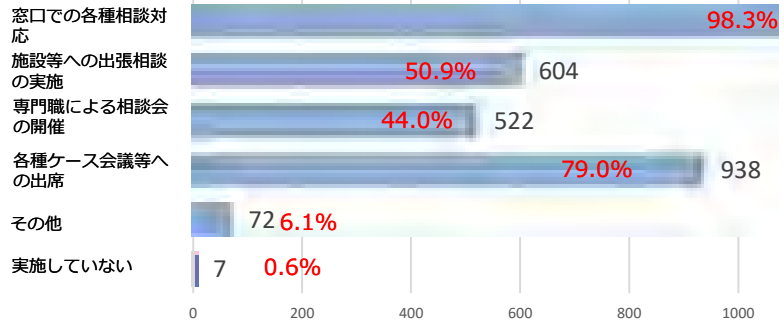

申立の準備から後見人の選任まで　権利擁護支援チームの形成支援

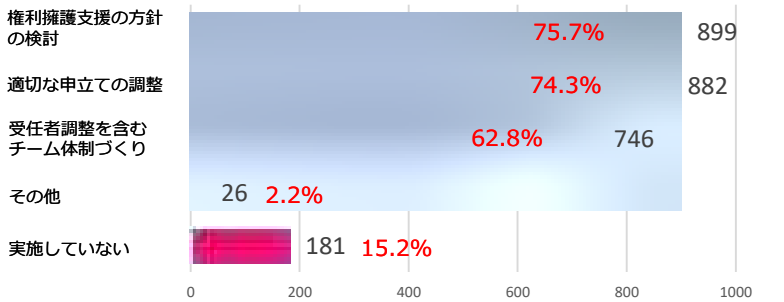

後見人の選任後　権利擁護支援チームの自立支援

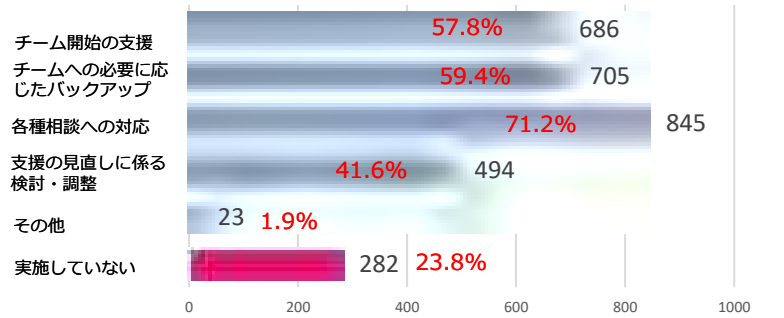

機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

共通理解の促進の視点

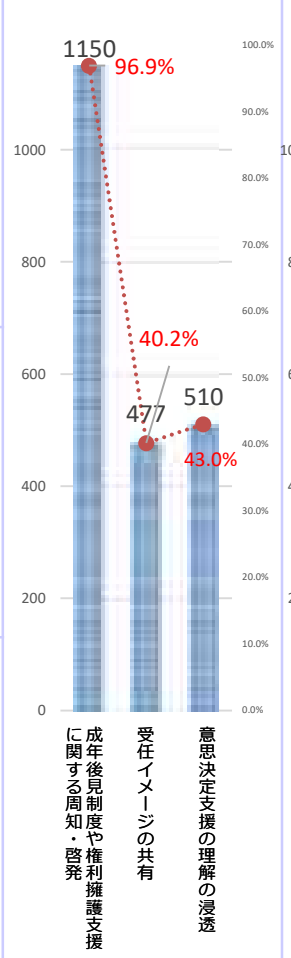

多様な主体の参画・活躍の視点

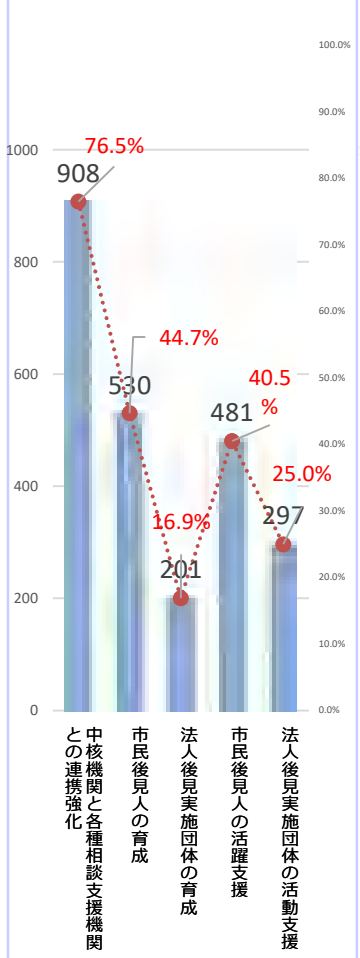

機能強化のためのしくみづくりの視点

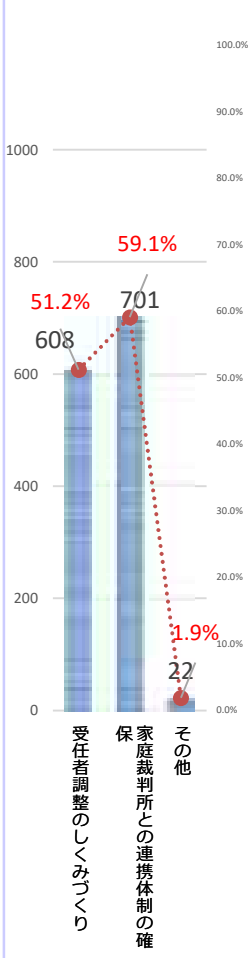

※　数値は令和６年４月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の速報値

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」
～福祉・行政等の多様な主体の連携による個別支援と、家庭裁判所による制度の運用・監督～

○　地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う３つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	**①「権利擁護の相談支援」機能** ○　各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 • 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 • 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 • 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	**①「制度利用の案内」の機能** • 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやＤＶＤ等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	**②「権利擁護支援チームの形成支援」機能** ○　中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 • 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 • 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） • 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	**②「適切な選任形態の判断」の機能** • 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	**③「権利擁護支援チームの自立支援」機能** ○　中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 • チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） **＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞** • 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 • チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	**③「適切な後見事務の確保」の機能** • 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 • 必要に応じた指導や指示、監督処分 • 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組
～地域連携ネットワークの関係者における機能強化に向けた取組～

○　権利擁護支援を行う３つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の３つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。
（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための**「共通理解の促進」の視点**
イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための**「多様な主体の参画・活躍」の視点**
ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための**「機能強化のためのしくみづくり」の視点**

			「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 （全国各地で共通して実施することが望ましいもの）		
			ア 「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のための しくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う３つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 （成年後見制度の利用前） 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	←	• 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） • 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	• 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 • 中核機関と各相談支援機関との連携強化	• 各相談支援機関等の連携のしくみづくり • 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり • 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 （申立の準備から後見人の選任まで） 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	←	• 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	• 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 • 専門職団体による専門職後見人の育成	• 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり • 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	←	• 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	• 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 • 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化	• 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 • 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

5　成年後見制度の見直しに向けた検討

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）

令和７年６月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和５年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

○ 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
○ 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
○ 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
○ 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

〔成年後見制度に関する国内外の動向〕

令和４年　３月　第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
令和４年１０月　障害者権利条約の第１回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約　（R4.10.7 抄）
第１回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和６年２月に法制審議会に諮問

諮問第１２６号
　高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

○　判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。 ○　成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。	**法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等**	必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討
○　成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	**成年後見人等の解任（交代）等**	新たな解任事由を設ける案などを検討
○　適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。	**任意後見人の事務の監督開始の申立権者等**	新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会　（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

○　令和６年４月～　部会において調査審議　　○　令和７年５月までに２０回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング

○　令和７年６月１０日に中間試案を取りまとめ。同月２５日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年８月２５日まで）

（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は令和４年度～令和８年度）

ヒアリング　認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長

主な検討事項

法定後見の開始の要件及び効果等、法定後見の終了等

▶ 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。

▶ 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。

○ 法定後見の開始の要件及び効果等

甲　案　現行の後見・保佐・補助の三類型の開始の要件を基本的に維持しつつ、後見の対象者は保佐・補助も利用できるようにするなどの修正をする案

乙１案　①判断能力が不十分である者、②特定の事項について保護する必要、③原則として本人の同意を要件として、成年後見人等に当該本人に必要な特定の事項について代理権・取消権を（個別に）付与する類型の法定後見を開始する案

乙２案　乙１案の類型に加え、①判断能力を欠く常況にある者、②保護する必要を要件として、成年後見人等に一定の権限（現行の成年後見人の包括的な代理権等よりも狭い権限）を付与する類型の法定後見を開始する案

○ 法定後見の終了

法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合には、判断能力が回復したときでなくても、保護する必要がなくなったときに法定後見を終了する案

（法定後見の開始において保護する必要を要件としない場合には、判断能力が回復したときに限って法定後見を終了する案）

○ 法定後見に関する期間

甲　案　期間を設けない

乙１案　家庭裁判所が法定後見を開始する際に期間を定め、その更新がない限り、期間満了時に法定後見が終了する案

乙２案　成年後見人等に家庭裁判所に対して定期的に法定後見の要件の存在について報告することを義務付けた上で、要件がなくなったときは法定後見を終了させる案

主な検討事項

成年後見人等の解任（交代）等

▶ 本人のニーズに合った成年後見人等が選任されるために本人の意見を重視すべきことを明確にすべき。

▶ 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。

▶ 成年後見人等の権限の行使によって本人の自己決定権が必要以上に制限される。

○ 成年後見人等の選任

・ 本人の意見を重視すべきであることを明確にすることを引き続き検討

○ 成年後見人等の解任（交代）

甲 案 現行法の解任事由（不正な行為、著しい不行跡など）を維持する案

乙 案 現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案

○ 成年後見人等の職務及び義務

・ 成年後見人等が本人の意思を尊重することの内容（例えば、本人に必要な情報を提供し、本人の意思を把握することなど）を明確にすることを引き続き検討

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

▶ 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

○ 任意後見人の事務の監督の開始

・ 本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認めるなど任意後見人の事務の監督を開始する申立権者の範囲について引き続き検討

その他の検討事項

成年後見人等の報酬

家庭裁判所が本人の財産の中から相当な報酬を与えることができるとのルールを維持しつつ、家庭裁判所が相当な報酬を判断するに当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることを明確にする案を引き続き検討

6　関係条文・政府方針等

社会福祉法（抄）

（定義）
第二条　この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
２（略）
３　次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
一　～　十一（略）
十二　福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
十三（略）

（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等）
第六十九条　国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
２　前項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

（調査）
第七十条　都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

（許可の取消し等）
第七十二条　都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受けて社会福祉事業を経営する者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条、第六十八条の三若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。
２　都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第一項の規定による届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の規定による許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を経営する者（次章において「社会福祉事業の経営者」という。）が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。
３　都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項、第六十八条の二第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を経営する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を経営することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

社会福祉法（抄）

（福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮）
第八十条　福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

（都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等）
第八十一条　都道府県社会福祉協議会は、第百十条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）
第八十二条　社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

（運営適正化委員会）
第八十三条　都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

（運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等）
第八十四条　運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。２　福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）
第八十五条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。
２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

（運営適正化委員会から都道府県知事への通知）
第八十六条　運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第十三章　罰則
第百六十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業を行つたとき。
二　第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社会福祉事業を経営したとき。
三　第七十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する制限若しくは停止の命令に違反したとき又は第七十二条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず、引き続きその社会福祉事業を経営したとき。

関係する政府方針等

○第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（令和7年3月7日成年後見制度利用促進専門家会議とりまとめ）（抄）

・ 厚生労働省においては、引き続き、各種取組等の実施を通じて、権利擁護支援に関する事業間の連携や、地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能（「権利擁護の相談支援」機能、「権利擁護支援チームの形成支援」機能、「権利擁護支援チームの自立支援」機能）の強化・充実のための取組を検討する必要がある。併せて、権利擁護支援に関連する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す等、都道府県における取組が加速化するような取組を検討する必要がある。

また、厚生労働省においては、特に小規模市町村における中核機関の整備が進んでいない状況に鑑み、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、中核機関が未整備の地域における都道府県の協議会の活用促進や、小規模市町村における中核機関整備の好事例の発信等に取り組む必要がある。

さらに、権利擁護支援は、包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であるとの考え方について、様々な機会を捉え周知するとともに、成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある。そのため、中核機関の位置付け及びその役割・名称や、地域における包括的・多層的な支援体制の在り方等については、「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの専門家会議における検討結果や同会議委員から出された意見（別紙2参照）等を十分に踏まえ、令和7年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和7年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に所要の対応を行う必要がある。その際、他機関との情報のやり取りや個人情報の取扱いの整理、市町村への財政支援に留意する必要がある。

○規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

b：令和8年度までに検討・結論、結論得次第速やかに措置
f：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置

b 法務省は、aの検討に当たり、成年後見人の交代を可能とすることとした場合においては、司法府における自律的判断を尊重しつつ、本人にとって適切な成年後見人の選任が迅速かつ的確に行われるよう、家庭裁判所が、後見制度の利用を検討している者や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割等を担うことを目的として市町村が整備・運営する「中核機関」と更なる連携を行うことにより、本人の希望を踏まえた後見人の選任を行うことができるための仕組みの構築について、成年後見制度見直し後の制度を取り巻く環境や関連する諸制度の状況等も踏まえて対応するよう最高裁判所に協力を求める。

f 厚生労働省は、「中核機関」について、その名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、後見制度の更なる利用促進を図る観点から、令和6年6月に立ち上げた地域共生社会の在り方検討会議において、その位置付けや名称について法改正を含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。